

令和7年度 羽曳野市人権審議会 会議議事録（概要）

日 時：令和7年11月5日（水）午前10時00分～午前11時10分

（1時間10分）

場 所：羽曳野市役所 A棟 中・東会議室

参加者：委員8名、事務局：市民生活部職員4名

（欠席）委員1名

【開会】

【委員紹介】

【職員紹介】

【挨拶】

- ・市民生活部長挨拶
- ・会長挨拶

【案件】

（案件1）令和6（2024）年度に実施した事業について（報告）

○事務局 報告

（案件2）第2期羽曳野市人権施策基本方針及び基本計画の進行管理について（報告）

○事務局 報告

○副会長

- ・議題に先立って人権条例の改正について意見。

人権条例を改正し、「インターネットによる差別的発言、誹謗中傷その他の人権侵害行為を対象として、インターネットによる危険性に対する啓発」を行っていくということになっているが、それに関する施策として、分野別施策の進行管理表には、「インターネット上の人権侵害については、速やかにプロバイダ等への削除依頼ができるよう、法務局、大阪府、関係機関と連携しながら、適切な対応に取り組みます。また、継続してインターネット・モニタリングを行うことで差別書き込みの防止を図ります。さらに、インターネット上での人権侵害に関する相談体制についても充実を図ります。」と記載がある。

この事業に対する人権推進課の令和6年度評価がCになっている。

今年度は、評価が上がる見込みとなっているが、今後は、審議会の方としても、このインターネットのことについて条例に規定された以上は、十分に注視していかないといけないし、関心を持っていかなければいけないのかなと感じている。

○事務局

- ・インターネットモニタリング事業に関して概要を説明させていただく。
2週間に1回、各2時間、YouTube及び2ちゃんねるなどの掲示板をモニタリングしている。
今年度、モニタリングで発見したものは、2件と認識している。
今後も継続して、部落差別、地域が特定されるようなものについて削除依頼を行う。
- ・毎年、数件、大阪法務局にも削除要請を行っているが、YouTube等の外資系企業の場合は、削除されないケースが多い。
ただ法務局や大阪府の方と連携、共有を図り、インターネットによる人権侵害の防止強化を進めていきたいと思っている。

○委員

- ・分野別施策の進行管理表 通し番号35の民生委員の研修について
特に新たに民生委員になられた方に対して、人権に関する研修を行ったほうがよいと考えている。

○事務局

- ・毎年実施している市民人権セミナーに民生委員の方にも参加いただいているので、引き続き保健福祉政策課と協力して、市民人権セミナーを実施し民生委員の方にも参加いただくよう考えている。

○委員

- ・分野別施策の進行管理表 通し番号35について
民生委員の研修参加回数を活動実績として上げているが、目標を設定していない。やはり目標を設定し、それに向かって事業を実施することが重要だと考えるが、事務局はどうのように考えるか。

○事務局

- ・事務局も同様に考える。ご指摘について担当課へフィードバックさせていただく。

○会長

- ・分野別施策の進行管理表 182 外国人の人権について
大阪府全域で外国人の人口が増えているが、羽曳野市内も同様に増えていると思っている。その中で啓発も行っていると思う。
進行管理表182を見ると、該当事業として「各種相談事業」があげられている。総評には「相談には応じている」と記載があるが、評価Eとなっていることについて聞きたい。

○事務局

- ・相談支援は、日常業務として行っており、外国人に特化した事業としては行っていないため、評価 E（未実施）としている。明確な事業としては実施していないということをご理解いただきたい。
- ・外国人の方は、羽曳野市でも増えている。
企業の関係で来日される方が多く、市役所との最初のコンタクト、市民課の手続きであるとか、各種手続きには、企業の方が同行されることが多い。
そのときにまず市民協働ふれあい課にこられる。
市民協働ふれあい課では、来庁の理由に沿って窓口へご案内する、そのような支援を行っているが、相談件数としてカウントしていないため、相談支援事業としては E という評価にしている。

○委員

- ・分野別施策の進行管理表 通し番号 1 3について
活動指標として「削除依頼件数」を上げているが、件数が少ない方が評価が上がるという認識で良いか。

○事務局

- ・削除依頼件数が少ないことは、インターネット上の差別行為が少ないと等しく思えるが、実際、掲示板などでは隠語が使用されているなどの理由で、発見できていないものが多い。
そのような理由から、「削除依頼件数」が少なければ、それだけ発見できていないということになり、評価は下がることになる。

○委員

- ・以前は、公園や公衆トイレに、差別的な、人権を侵害するような落書きがあったと聞いているが、最近はそのような事案は発生しているか。

○事務局

- ・令和7年5月に、公園で、人権を侵害する、個人を名指しする落書きが発見された。
市内の児童・生徒に関する落書きであったため、学校、教育委員会、特別職、人権推進課等で協議し保護者を含め被害者の対応にあたったところ。

○委員

- ・それは今も継続中か。

○事務局

- ・一定、対応は終えたと聞いているが、当然、精神的な傷というのは短期間では消えないものと学校、教育委員会も認識しており、被害者の様子は今後も注視していく。

○会長

- ・市民から実際に落書きを見たというような情報提供はあるか。

○事務局

- ・最近は落書きに関する情報提供はない。

人権推進課への相談は、日頃の生活の近隣トラブルが多く、人権侵害に関する相談というのではなく多い状況。

なお、法務省が実施している各種相談には、「子どもの人権相談」をはじめ多数相談が寄せられていると聞いている。

○会長

- ・そのような法務省の各種相談については、進行管理表に記載はあるか。

○事務局

- ・市の事業ではないため記載していない。

○会長

- ・どこかに記載があってもいいかと考える。

○事務局

- ・検討する。

○委員

- ・インターネット上の人権について。

法務局は、相談者ご自身で削除を求めることが困難な場合や相談者からの削除依頼にプロバイダなどが応じない場合などには、相談者からの削除依頼を受けています。

よく誤解されるのが、法務局へ削除依頼をした場合は、すぐにプロバイダに対して削除要請されていると思われていること。

実際は、削除依頼を受けてから、法務局で削除要請の対象か否かについて審査をし、人権侵害に該当すると判断されたもののプロバイダに対して削除要請をしている。

そのため、時間を要する場合もある。

- ・ハンセン病に関する偏見・差別について

ハンセン病に関して、進行管理表でほとんど触れられていない。

平成20年にハンセン病問題基本法が公布され、また、ハンセン病患者の当事者の高齢化が進んだことで、ハンセン病患者等に関する人権啓発が取り扱われてないのかと考えている。

教師が研修を受け、そしてそれを子ども達に伝える、教育するということが非常に大事だと思う。

人権推進課は、ハンセン病に関する人権啓発はどのように行っているのか。

○事務局

- ・ハンセン病に特化した事業は行っていない。
- 法務省、大阪府が実施する研修に参加したり、または配布を受けた啓発物を市内公共施設へ配布したり、そのような形で啓発している。

(案件3) 羽曳野市人権条例の一部改正について

○事務局 報告

○委員

- ・国において、人権侵害、差別を解消するということで、部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法が制定されている。
その1つの部落差別解消推進法が制定された背景の中にも、インターネットにおける人権侵害の数の多さということがあったかと思う。
- ・これまで、その投稿をした人を特定するまでに時間と費用が掛かりすぎるということで、プロバイダ責任制限法が改正され、令和7年にも改正され「情報流通プラットフォーム対処法」が施行された。
- ・しかし、そのガイドライン（「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」）を見ると、30ページ以上に及んでおり、個人ではなかなか対処が難しいのではないかと思っている。
- ・ただ、インターネットは、生活において切っても切り離せないものとなっており、羽曳野市においても、人権条例に「インターネットによる人権侵害行為の防止」を規定することについては適正であると考える。

○副会長

- ・今、話があったように、市としても何らかの措置を取らなければならないということで、条例に規定することであるので、条例改正は適正であると考えている。
- ・追加条項の内容についても、市の役割として「インターネットの危険性に関する啓発を行う」ということで、これも適正であると考える。
- ・ただ、改正することが終着点ではなく、改正後、どのような事業、施策で、どのような結果を出していくのかということが重要であるため、審議会として見届けていく必要があると考える。

○委員

- ・人権条例の改正について適正であると考える。
- ・改正する時期が遅かったように感じる。もっと早くすべきだったのではと思う。
- ・人権擁護委員は、インターネットによる人権侵害の加害者にも被害者にならないようにということで、小学校で人権教室を行っている。「インターネットっていうのは怖い。自分では想像できないことが起こり、そこで加害者にも被害者にもならないためにはどうしたらいいかということ」を教えているが、なかなか伝わらないと感じている。

○会長

- ・それでは、皆さん、今回の人権条例の改正に反対や修正のご意見はないということで事務局に返したいと思う。
- ・本日の審議案件は以上。

○事務局

- ・長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。